

第8回 調布市障害者総合計画策定委員会 議事録

開催日：令和5年8月31日（木）19時00分～21時00分

場所：調布市総合福祉センター 201～203会議室

出席委員：木下委員，青木委員，西田委員，村田委員，新津委員，大澤委員，朝香委員，前田委員，福田委員，大光委員，栗城委員，茅野委員，二宮委員，江口委員，秋吉委員，進藤委員，伊地山委員，石島委員，秋元委員，雨下委員

（オンライン：青木委員，大光委員，秋吉委員）

欠席委員：江頭委員，愛沢委員，近藤委員

1. 開会

■事務局

定刻になりましたので，令和5年度第8回調布市障害者総合計画策定委員会を開催させていただきます。司会を務めさせていただきます，本委員会の事務局，調布市障害福祉課です。よろしくお願いいたします。

初めに，お手元の資料を確認させていただきたいと思います。事前に委員の皆様へ送付いたしました資料は，本日の次第と資料2～8，参考資料1～4までとなっております。また，皆様の机には当日配付資料として机の上に配付したものが資料1，A3のものになります。本日ご持参でない方は事務局に予備をご用意しておりますので，お近くの事務局スタッフまでお申し付けください。

また，本日カメラの位置につきましては，委員長席に向けた定点とさせていただきます。ご了承ください。

本日は，愛沢委員，江頭委員，近藤委員から欠席のご連絡を頂いておりますので，ご報告させていただきます。木下委員長も，30分ほど遅れて参加することとなっておりますので，よろしくお願いいたします。

■事務局

それでは，これより議事に入らせていただきますが，先ほどお伝えしましたとおり，本日，木下委員長が30分ほど遅れて到着される見込みということ，青木副委員長もオンラインでご参加いただいていることから，木下委員長が来られるまでは，僭越ながら事務局にて進行をさせていただければと思いますが，皆様，よろしいでしょうか。

（委員一同「異議なし」）

■事務局

ありがとうございます。それでは，木下委員長が来られるまでの間，事務局より進行させていただきますので，お願いします。

■事務局

皆様，本日はよろしくお願いいたします。僭越ながら，進行を務めさせていただきます。

最初に2点，皆様にお願ひがあります。1点目は個人的なのですが，皆さんもコロナがはやっていると思いますが，私も先週体調を崩しまして，コロナかなと思ったのですが，結局コロナではなかったのですが，

のどだけ長引いていて、少し声の調子が悪いので、お聞き苦しい点があれば、ご容赦ください。ほかは全然元気なのですけれども、申し訳ございません。

もう1点が大事で、今回の議事の内容が濃くなっておりまして、できるだけ多くの方にご発言いただきたいと思っておりますので、何とぞご発言いただく際にはなるべく簡潔にというか、申し訳ないですけれども、手短かに要点を述べていただくようお願いいたします。皆さん、それぞれの人生、活動歴などお話しされたいことはたくさんあると思うのですが、話しきれないところは後日メール等で頂くでも結構ですので、この場ではなるべく多くの方のご発言を頂くという趣旨をご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

【(1) 生涯にわたる支援 (A2～A7) の取組の方向性】

■事務局

本日、議題が3点ございまして、(1)(2)(3)です。後ほどご説明しますが、(1)については、報告のみで、本当はこちらもご意見を頂きたいのですけれども、時間の関係もありますので、(2)と(3)を今日のメインの議事としたいと思っております。

では、まず(1)の資料について事務局から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

■事務局

それでは、「生涯にわたる支援 (A2～A7) の取組の方向性」について、ご説明させていただきます。

資料1となりますが、その前に参考資料1をご覧くださいませでしょうか。こちらは、前回(第7回)委員会の後日提出意見の報告となります。当日、時間の関係でご発言いただけなかった内容があれば、後日事務局にお寄せくださいとお願いをさせていただき、その結果、後日ご提出いただいたものについて、その内容をまとめたものがこの参考資料1となります。お時間の都合で、改めて全てこの場でのご紹介はできませんが、ご覧いただき、その上で追加のご意見がありましたら、この場でご発言いただければと思います。

健康づくり・医療的な支援について、子ども期から高齢期まで生涯を通じた支援としてほしいこと、通院の際に医師や看護師に自分の状態を伝えられるか、言われた内容を理解できるかという不安を抱えている方が多くいて、医療と福祉の双方向の連携が大切ということなどの意見を頂戴しています。

続きまして、A3資料1をご覧ください。資料1は、前回(第7回)委員会の意見を踏まえて作成した事務局案となります。資料の立て付けとしては、一番左側の列が施策体系における分野の名称を記載しております。2列目に中間報告書で取りまとめた今後の課題のタイトルを記載しております。右隣3列目が前回(第7回)委員会で挙げた意見と、後日意見をまとめたものになります。そして、一番右側4列目がそれらを受けての今後の取組の方向性の案を示しています。お時間の都合、こちらもすべての紹介できませんが、一部ご紹介させていただきます。

1行目の2列目、今後の課題「生涯を通じた健康づくりの支援」では、障害があっても、健診を通じて、予防、健康維持につなげていくということを入れていただきたい。子ども期から高齢期まで通じた支援を入れていただきたいのご指摘を頂きました。それらを踏まえて作成した、右側の「取組の方向性」として、2行目にあるとおり、子ども期から高齢期まで生涯を通じた支援を行っていくことを示しています。

これらの取組の方向性については、いったん現時点での案となっておりますので、今後もご意見や関係部署との調整などで修正を行っていく予定です。各テーマ別検討を終えたのち、計画の全体案についてお示しする

際にも再度ご意見を頂く機会を設けますので、本日の議事においては時間の都合もあり報告のみとさせていただき、追加のご意見、現時点の「取組の方向性」についてのご意見等があれば、後日事務局に頂ければと思います。以上が資料1の説明となります。

■事務局

以上が資料1の説明となります。今、申し上げましたとおり、この後も調整はしていくところですが、いったん皆さんのご意見を踏まえて、今後の方向性はこういうことでどうでしょうかという案です。本来であれば、ここで皆さんにご意見を頂くところなのですが、それでやると、多分ここだけで30分、1時間使ってしまうところであること。また、オンラインの方に、この資料1が当日資料でお渡しできなくて申し訳ございませんでした。そういうこともありますので、これに関するご意見は、後日事務局にお寄せいただくとして、次の(2)(3)を今日のメインの議事として進めさせていただければと思っております。

過去の委員会では、結構テーマ別検討をやっていくと、そのテーマ別検討をやった、いろいろ意見を頂きました。それに対して、次は事務局がこういうようにやっていますと案を出すのは、もう本当にパブリック・コメント直前の、全体案の取りまとめの時だったりするので、その前にもう1回、皆さんにお出しする機会をつくりたいということで、資料のみといったこのような形で出させていただいた次第でございます。

そういうところで、申し訳ないですが、ご趣旨についてはご理解いただけますでしょうか。そこで、どうしてもこの場でこれだけは言っておきたいということがあれば、もちろん大丈夫ですけれども、何かございますか。

(意見なし)

よろしいですか。そうしましたら、当日配布でご覧になれていないところも多いと思いますが、あとでご覧になって、ここはもう少しこうしてほしいとか、こういうことはきちんと入れてほしいなどありましたら、事務局のほうにどんどんお寄せいただければと思います。それはまた、今後の検討に、事務局での調整に生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事2に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

【(2) B1 発達相談と療育・子育ての支援～B3 放課後等の活動の支援】

■事務局

では、本日、議事(2)で子ども期、(3)で成人期・高齢期のテーマ別検討を進めさせていただいております。議事(2)「B1 発達相談と療育・子育ての支援～B3 放課後等の活動の支援」までの3点をやっていきたいと思っております。3点一括で、事務局より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

■事務局

事務局の子ども発達センターからご説明いたします。

お手元に、資料2, 3, 4, 参考資料2, 3, 4の6点をご用意ください。なお、参考資料につきましては資料2の補足となりますので、今日は資料2, 3, 4を主に説明させていただければと思っております。

前回の委員会に引き続き、テーマ別検討においては、前年度検討した中間報告書の今後の課題を受け、次期計画において必要なことや取組はどんなことかという視点から、検討を進めたいと考えております。ここでの検討テーマは、施策体系のB1「発達相談と療育・子育ての支援」、B2「教育における支援」、B3「放課後等の活動の支援」の3点です。資料のつくりとしましては、施策に係る「中間報告書の今後の課題」を記載

し、矢印の下にそれぞれの課題に対する主な取組を記載しています。

それでは最初に、資料2「発達相談と療育・子育ての支援」をご覧ください。中間報告書でまとめた「今後の課題」は4点です。

まず、左上の課題「発達相談体制の充実」に対する主な取組です。(1) 各部署・機関における発達相談として、子ども発達センターをはじめ、健康推進課やすこやか、保育園、教育相談所などで、子どもの発達に関する相談を受けているほか、ライフステージの変化に応じた切れ目ない支援を行うため、(2) 発達相談コーディネーターを令和4年11月から子ども発達センターに配置し、相談体制を強化しています。

続いて、左下「子ども発達センターを中心とした療育体制の充実」に対する主な取組です。(1) 子ども発達センターによる地域支援として、言語聴覚士や保育士などの専門職が保育園などの子ども施設を訪問・巡回し、職員へ助言などを行う事業や、子ども施設職員向けの研修会・療育見学会などを実施しています。一方で、(2) にお示ししておりますとおり、このたび児童福祉法が改正され、令和6年度から児童発達支援センター、こちらは調布市では子ども発達センターのことになりますが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。今後は地域の障害児通所支援事業所に対する助言・援助機能も強化していく必要があります。

続いて、右上「多機関連携による保護者支援・家庭支援」に対する主な取組です。(1) 総合相談と子育て支援ネットワーク事業として、すこやかな相談窓口「すこやか相談コーナー」において、子どもの発達についての心配事や子育て相談など、保護者からの相談や子ども本人からの相談に対応しています。相談内容に応じて、保健センターや教育・福祉の関係機関と連携し、情報収集や適切なサービスの案内、助言を行っているところです。

続いて、右下「子育てサービスでの受入れの拡充」に対する主な取組です。(1) 保育園・幼稚園やその他の子育て支援施策での障害児の受入れですが、公立保育園では障害があるお子さんに適した保育を行うため、保育士の加配置や、月に1～2回程度、障害児保育指導員、言語聴覚士による指導等を実施しています。私立保育園と幼稚園では障害児保育を拡充するため、障害があるお子さんが通う園に補助金を交付するなど、支援を図っています。直近3年間の保育園、幼稚園での受入れ人数は、表のとおりです。

続いて、資料3「教育における支援」をご覧ください。中間報告書でまとめた「今後の課題」は3点です。

まず、左側の課題「就学支援体制の充実」に対する主な取組です。(1) 就学相談に関する周知・案内として、年に1回、年中～年長のお子さんがある保護者を対象に、就学に関する説明会を開催し、説明会の資料や動画をホームページでも配信するほか、就学相談の案内の個別配付なども行っています。1つ飛びまして、(3) 就学支援シートの活用です。就学支援シートは、小学校生活がスムーズにスタートできるよう、入学前に子どもの特性や支援の内容について、小学校へ伝えるためのシートです。このシートの提出があった児童については、個別の教育支援計画と個別指導計画を作成し、就学支援シートの内容を反映させています。表に、直近3年間の提出枚数を載せておりますが、毎年、新1年生のうち、約1割程度のお子さんについて提出があります。

続いて、右上「相談体制における福祉と教育の連携」に対する主な取組です。教育委員会の指導室にスクールソーシャルワーカー、教育支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携しながら、市立小・中学校の教員、児童・生徒、保護者や地域の人などの相談を受け、相談内容に応じた支援をコーディネートしています。令和7年度には、スクールソーシャルワーカーを市内全校に配置する予定となっており、今年度から、新たにチーフスクールソーシャルワーカーを指導室に配置しています。

続いて、右下「特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進」に対する主な取組です。(1) 副籍交流ですが、特別支援学校に在籍している児童・生徒が、自宅のそばの市立小・中学校に副次的な学籍を置き、副籍

校の児童・生徒と、様々な活動を通して交流を行っています。また、(2) 医療的ケア児への対応ですが、医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校において適切な医療的ケアや支援が受けられるよう、環境・体制の整備について準備を進めています。今年度には、学校のための医療的ケア児への対応を示したガイドラインを策定する予定です。最後に、(3) 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の推進です。障害理解への取組として、児童・生徒が人々の多様な在り方を理解し、共に支え、お互いを尊重し合う大切さを学ぶため、通常の学級と特別支援学級の交流・共同学習を行っています。

次に、資料4「放課後等の活動の支援」をご覧ください。中間報告書でまとめた「今後の課題」は2点です。

まず、左側の課題「放課後等デイサービスの充実」に対する主な取組です。(1) 放課後等デイサービスの拡充です。こちらの表は、現在の計画に定める目標値と実績を示しています。放課後等デイサービスの利用者数、事業所数は増加傾向にありますが、新型コロナウイルスの影響もあり、近年では延べ利用日数の増加率は鈍化しています。今後も事業者からの開設相談や、市独自の開設費の補助、運営費への補助金などを通じて、多様なニーズに対応可能な事業所の拡充を図ってまいります。続いて、(2) 重症心身障害・医療的ケア児への支援の充実ですが、看護師などの有資格者のスキルアップ研修を行うほか、今年度からは重症心身障害児、医療的ケア児の受入れを行う放課後等デイサービス事業所への運営費の補助を行っています。次に、(3) 総合福祉センター放課後等デイサービス「ぴっころ」についてです。京王多摩川駅周辺への移転に合わせ、送迎サービスの実施を検討しています。

続いて、右側の課題「多様な活動機会の確保」に対する主な取組です。(1) 学童クラブにおける障害児の受入れですが、医療的ケア児の受入れが可能な学童クラブである「ゆずのき学童」を設置しているほか、各学童クラブにおいても、加配職員の配置や送迎事業を実施するなど、障害がある児童や配慮が必要な児童が健常児と共に過ごす機会を確保しています。また、(2) 放課後子供教室「あそびバ」においても、障害児と健常児が共に活動できる居場所の提供のため、職員に対して障害特性に関する研修を行い、担い手確保に努め、児童が様々なあそびに触れる機会を確保しています。それぞれの事業における受入れ状況は表のとおりです。学童クラブの表の人数はゆずのき学童を含む人数となっています。どちらの事業も、障害児や配慮児童は、増加傾向にあります。最後に、(3) その他ですが、民間の習い事などでの受入れについて、障害者差別解消法の一部改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることについて普及啓発を進め、民間の習い事・教室での受入れ機会拡大につなげていきます。

説明は以上となります。各分野において、次の計画に位置付けるべき役割、取組や、強化・拡充してほしい機能・事業などについて、委員の皆様にご意見、議論をいただければと思います。

一度、お戻しいたします。

■事務局

ありがとうございます。基本的に、資料2, 3, 4と、少し多いところ一気にご説明させていただきました。

ここから大体、休憩に入る8時近くまで、前半はこの2, 3, 4について、皆さんからご意見を頂く時間になりたいと考えております。少し範囲も広いので、いったん区切って進めてみようかと思っておりますが、そこは皆さんのご意見の出方次第で変わるかもしれません。

まず資料2、施策体系でいうとB1の「発達相談と療育・子育ての支援」の検討状況についてのご質問、ご意見などがあれば頂きたいと思っております。いかがでしょうか。では、A委員、お願いいたします。

■A委員

5番のところは、すごくたくさん言いたいことがあるので後日。ですけれども、今、少し聞きたいことがあるので、それについてお尋ねします。

まず資料2の、左側の主な取組の「(3) i (アイ) -ファイルの見直し」というところがあります。そして、参考資料3に「i -ファイル」に関するアンケート実施結果報告書が入っていて、こういう使い方、使って良かったのか、こういうふうになったらいいなみたいな、そういうアンケート結果が出ているのですが、一番最初に「i -ファイル」を作られた時に、こういうアンケートは行われずに気が付いたら出来ていたのです。出来て見たときに、「え！こういうもの？」みたいなところが、やはり保護者の間で意見がありました。なので、アンケートがあって、今、作り直されていると思うのですが、印刷してしまう前に見せていただいて意見を言う場があるといいなと思っています。やはり私は小さい時から、実際に「i -ファイル」を使ってきています。一番役に立ったのは、20歳の年金申請の時です。なので、そういうことを視野に入れた何か書式というか、その時に役に立ちますよという、何かメッセージがあるといいなと、まずは思っております。

それと、全部は言わないのですが、資料3の右側のページ、主な取組の「(3) 通常学級と特別支援学校の交流及び共同学習の推進」があって、これは本年度、ワーキングのテーマにもなっているかなと思うのですが、特別支援学級と通常学級の交流というのはもちろんとても大事だと思います。あと、「(1) 副籍交流」があって、これは特別支援学校の在籍の人が、自分が住んでいる地域の、もしかしたら入るかもしれない学区の学校に、副籍をもって学期や月に1回訪問して交流するという事業ですけれども、それだけではなくて、例えば特別支援学校の中学1年生と、調布市立の中学1年生の、この学校のこのクラスみたいな感じで交流をしているのです。そういう学校間交流も絶対に必要だと思います。

というのは、副籍交流というのはお母さんが付いて行って、お母さんが結構仕切ってやらないとできないので、なかなか、やれる人とやれない人がいます。それで、交流できる人というのが本当に一部になってしまうのです。学校間だと、その学年の人が交流できるみたいなことがあるので、そういうことを進めたほうがいいので、ここで「通常学級と特別支援学校の交流及び共同学習の推進」とはっきり上げているというのはどうなのかなと思っています。もちろん、通常学級にも発達障害の方とか、身体障害で通常学級に入っている方などいろいろな方がいらっしゃるのですけれども、そういう一緒に毎日暮らしている人との理解推進教育みたいなものがどうなっているかというものもすごく気になるところです。

あともう1つだけ、絶対に言いたかったなと思ったのは、最後にしますが、資料2に戻ります。右側の一番上の「多機関連携による保護者支援・家族支援」ですけれども、障害児を育てている親は周囲の関係機関が連携してもらったほうが、もちろん絶対いいし、それはもちろん望むところですが、現状では親が走り回って支援機関をつないでいるというところがあって、それは本当にできる人とできない人がいます。なので、ここに例えば、すこやかの方の要保護児童事業の会議などは、すこやかの方が関係機関を洗い出して洗い出して、「ここもじゃあ呼ぼう、ここもじゃあ入ってもらおう」みたいな感じで会議を行っていると思うのです。全ての障害児に対してそういうことはできないということもあるかもしれないのですが、ある意味では、「こことここが連携したほうがいいよね」というのはコーディネーターがいるといいなと思っています。そういうことが行われていないので、すごくつながっている人と、つながっていない人がいると思っています。だから、これは親の努力でやってねという意味なのか、そうではなくて、誰か手伝ってくれる人がいるという意味なのか、この書き方では分からないです。

私は、障害児を産むと思ってなくてたまたま3歳で告知されてしまったというときに、これから幼稚園・保育園、小学校に行くときの、関係機関を連携させてもらうにはどうしたらいいのかということを教えてくれる人がいて、その人がずっと成人するまで見守ってくれるといいなと思っています。

■事務局

ありがとうございます。主に3点でした。

1点目は、今後「i-ファイル」の見直しのときに、意見を聞く機会を設けてほしいということ。2点目は、交流も大事だけれども、資料に書いてあることの交流だけに焦点があたってしまうのは少し違うのではないかというご意見だったかと思います。3点目は、関係機関連携に関して、コーディネーターが主導で支援機関連携をつくっていくという姿勢というか、そういう方針をきちんと出してほしいというご意見でよろしいでしょうか。

■A委員

はい。そのとおりです。

■事務局

事務局，子ども発達センターからありますか。

B委員，ご意見ですか。お願いします。

■B委員

聴覚障害者協会です。

意見ではなく、質問が2つあります。子ども発達センターにいらっしゃる障害児の相談数は、増加しているのか減少傾向にあるのか、その辺りの相談数を知りたいということ。それと、その理由ですけれども、私自身も聞こえませんが、私の子どもたちも聞こえませんが、市役所に手続きなどで行くのですけれども、そのとき、「子ども発達センターへ」という紹介みたいな案内のようなことは、市役所では全くなされないのです。なので、皆さんが子ども発達センターのことをご存じなのかどうか、少し疑問に思っています。もし相談数が増えていないようであれば、市役所での周知、案内が足りないのかなと思いました。それが1つです。

2つ目は、発達相談について、特にろう者の発達についてはなかなか難しい面がありますので、相談に限界があるかなと思うのです。例えば、子どもに何か日本語で質問を投げかけたとしても、子どもが質問内容を理解できなくて答えられない。そうすると、発達が遅れていると判断されてしまう。ところが実は手話で質問をすると、きちんと答えられて年相応の発達には問題がなかったりする。そういったズレがある面もあると思います。このように、ろう者の発達相談というのはまだまだ難しい面もありますが、そのあたりが適切に対応できているかどうかを調べてご報告いただければと思います。よろしくをお願いします。

■事務局

ありがとうございます。2点，ご質問のあった子ども発達センターさん，お願いしてよろしいですか。

まず1点目は単純に、相談数の件数がどうかということと、相談内容はどういうことが多いかということ。2点目は、ろう者の発達相談に関しての体制といったところでしょうか。事例などがあれば、お願いできればと思います。

■事務局

子ども発達センターです。

まず相談者の数ですけれども、年々増えているというのが実状です。具体的な数は、例えば昨年度の延べの支援数が1,673件あります。ちなみに、その前の令和3年度は1,473件となっております。それからもう1点、同じところでご質問いただいた周知についてですが、一番多いのが幼稚園・保育園に通っていらっしゃる方で、幼稚園や保育園の先生から発達上のことを指摘されて、センターを紹介されるという方が多いです。それから、健診推進課の1歳6か月健診や3歳児健診で、やはり保護者の方が心配で、健康推進課のほうでも「じゃあ」ということで発達センターを紹介して、知っていらっしゃるという方が多いかなと思います。あとは、ご自分で、ネットなどで調べられて、発達センターの名前を知って相談のお電話をくださる方も多いです。それが1点目の数の件と周知の件かと思います。

あと、ご相談の内容です。これについては、やはり言葉がなかなか増えないとか、言葉が出てこない、話ができないということでのご相談が一番多く、次いでお友達との関係がうまくとれない、トラブルになってしまうというようなご相談が多いように思います。

2点目の聞こえについてのご相談はどうなっているのだろうかということですが、まず、センターのほうは、学校に入る前のお子さんの相談を主に受けておりますので、小さいころ聞こえに問題がある場合は、まずろう学校のほうの発達の相談に行かれる方がほとんどです。ですので、センターのほうでは、まず聞こえの問題がメインであるときは、そちらのほうの相談をご紹介するということがほとんどです。

■事務局

ありがとうございます。B委員、よろしいでしょうか。

■B委員

2番目の質問ですけれども、特に聞こえの問題で、対応に困ったなということはないですか。相談に来たものの、あるいは来て、聞こえない子だと発達の状態がつかみづらいということはないのですか。

■事務局

センター側、支援者側が困ったということですね。どうでしょうか。もし、そういった事例があれば。

■事務局

これまでは、特にすごく困ったということはないように思います。

■事務局

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見あれば。時間もたちましたので、資料2も引き続きですが、資料3についても、もし何かあればおっしゃっていただければと思います。C委員、お願いします。

■C委員

資料2の、今の発達相談のところにかぶりますけれども、ここにいろいろな相談に乗ってくれる所があるのですが、生まれつきの障害がある場合は、障害児の相談をここに書かれている全体的ところにしていいのかというのが非常に分かりにくいと思われま。うちも生まれた時から障害がある子どもだったので、健康推進課につながるまで非常に時間がかかりましたし、子ども発達センター、当時はあゆみ学園ですが、出産前後に知

る機会はありませんでした。今も、例えばすこやかなどは、「健常のお子さんの相談でしょう」みたいな認識をされている方も多いので、障害があっても相談できるということが分かるというと思います。

次は、先ほどA委員から発言がありました「i-ファイル」のところ。「i-ファイル」は、未就学児が発達センターでもらう物みたいな認識を持っているので、小学校に入って、小学校にいる間にかかった医療機関とか、療育の内容などを書くところでストップしてしまっている方が、私の周りでは非常に多いです。府中市も似たようなファイルがあって、そのホームページを会議に来る前に見てみたのですけれども、生涯にわたっての記録をするようなファイルであるというような説明があったので、調布の「i-ファイル」についても、これから先ずっと使えるものであるという説明や事例を集められるというのではないかと思います。

あとは、主な取組のところで、「(2) 児童福祉法の改正」とあるのですが、この児童発達支援センターになるということは、今まで子ども発達支援センターは療育は未就学児までで、相談については、18歳までですけれども、子どもはみてもらえないのですが、今後は小中学生になっても支援を受けられるようになるなど、この部分で何か変わりがあるのかどうか。「中核的役割を担う」ということは、本来ならば、この保育所等訪問支援事業は小学校も含まれているのですが、今そこまでは手が回らない状況かと思っています。今後、児童発達支援センターになった段階では、小学校もこういった支援を上げていただけるのかどうかということがとても気になると思います。

■事務局

ありがとうございます。子ども発達センターから何かありますか。その次、D委員、お願いします。

■事務局

子ども発達センターです。

「i-ファイル」についてですけれども、先ほどA委員からもお話を頂きましたが、今、見直しを進めているところになりますので、親の会の皆さんですとか、保護者の方のニーズも確認しながら進めていければと思っています。やはり、今まで配っておしまいみたいなところだったのを、どうやって活用していただいているのかということも情報収集しながら、本質的な使い方をしていただいている保護者の方はたくさんいらっしゃるの、そういったところを皆さんにもお伝えできるといいかなと思っています。やはり、生涯使えるようなものになるといいかなと思っていますので、また、ご一緒に考えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

児童福祉法の改正に伴う障害児支援の中核的役割というところでの、こちらの地域支援の拡充ですけれども、C委員おっしゃったとおり、小学校がほとんどというのが国の事業というところではあるのですけれども、センターの実情として、今、未就学の訪問しか手を広げられていないというところがございます。ただ今後、やはり市内唯一の発達支援センターというところではございますので、就学後以降のお子さんへの支援というところも、ですとか、人員の配置などの見直しも含めて考えていければいいかなと思っています。

■木下委員長

皆さん、こんばんは。遅れまして申し訳ございません。ここからは、事務局に代わりまして、進行を務めさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

そうしましたら、今、引き継ぎまして、D委員からご発言を頂けるということですので。お願いいたします。

■D委員

都立の調布特別支援学校コーディネーターをしております。

資料3は教育における支援ということで、教育関係なので、気が付いた点を幾つかお話ししたいと思います。

「今後の課題(中間報告書より)」ということで、「特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進」から「主な取組」のところですが、文言については特別支援教育とは何ぞやという形で、都のほうで示していると思います。それを受けて、調布市の教育委員会で特別支援教育についての定義をしていると思います。そのときの文言が、少しここに書かれているものとずれているものもあるのではないかと思いますので、教育委員会との再確認をお願いしたいと思います。1つは、「健常児と共に地域で」の「健常児」という言葉は、多分使っていないのではないかと思います。「障害のある方とない方」みたいな形では書かれているのではないかと思います。それから「児童・生徒の受入れ」ですが、「受入れ」という言葉遣いも、多分教育関係では使わないのではないかと思います。交流という意味で、「交流の機会を設定する」という形では使うけれども、障害のある児童・生徒を受け入れる、そのための障害理解というような、少し上からというような、そういうような言葉遣いは教育関係の文言で使うと少し誤解を受けるような気がします。就学関係にかかってくるかなということもあります。

主な取組ですが、副籍交流というのは短い言葉で使うことは確かにあるのですけれども、正確に言えば、「副籍制度に基づく交流活動」というのが正しい文言ですので、その辺はガイドラインが出ていますので、それを使っていたきたいということと、「副籍校」という言葉は使ってないです。「地域指定校」という言い方をしていますので、この辺も誤解される可能性があるのでは、正しい言葉遣いのほうがいいかと思います。

最後ですけれども、先ほども意見にあった、(3)の「通常の学級と」というところで特別支援学校もという話が出ていましたが、実際はやっていますので、これも「交流及び共同学習の推進」ということで、多分、教育委員会が東京都に出しています。そのときに、特別支援学級ということだとか、特別支援学校という言葉を使っていると思います。書かれたものを、私もネットで見たのですけれども、十分見切れていないので確認できたらと思います。

副籍交流のところは、「特別支援学校に」というところが「都立」と付きます。副籍は東京都しかやってなく、特別な東京都の制度なので、都立が付くので、よろしくお願いします。

■木下委員長

ご専門の立場から、専門用語の見直しのご提案がありました。確かに健常児は、私もあまり論文の中で最近では健常者とは使わないですね。障害がある方・障害がない方ですね。ですから、「受入れ」という言葉も使わないとかは、いずれにせよガイドラインが都から出ているということですので、そこで確認していただいて、また事務局のほうで調整していただければと思います。本当に貴重なご指摘、ありがとうございました。聞き取れましたか、大丈夫ですか。

では、お願いします。

■E委員

教えていただきたいのですが、資料2の主な取組の中の(2)児童福祉法の改正のところ、未就学児も小学校以降の方も中核的役割として関わっていくということですが、市の福祉課でも医療的コーディネーターの方がいらっしゃる、地域も担当の方がいらっしゃいます。保護者としては誰が一番相談しているのかという、そこが、今はどちらかというと、お母さんたち、保護者の方が走り回って関係機関をつないでい

るところを一本化していったほうが良いという方向が出ている中で、市の支援部署の福祉課とここの役割の差別化というところを明確にさせていただけたほうが良いのかなというか、その辺がどういう形で動いていくのかというのが分かれば、教えていただきたいというところが1点です。

あと、資料3の先ほども話があった(1)副籍交流ですが、私の周りではあまり交流に参加しているということをお聞きしません。恐らく、重心のお子さんだからということもあるかもしれないですけれども、地域の小学校に行ってもバリアフリー化されていなかったりだとか、交流の仕方というのが、やはりまだ具体的にされていなくて、行っても学校見学して帰ってくるような形の活動だったので、そんなに行く必要はないのかなというご意見があったりするので、先ほどの副籍校ではなく地域指定校ですか、などに行かれる際はどのようなことができるのかということが具体的に伝わると思います。

あと、その下の(2)医療的ケア児への対応に関してですが、割と整備するという形でいろいろ講じていただいているとは思いますが、まず通うことが課題になっていることをお伝えしたいところで、医療的ケア児の方の学校受入れは、初めは保護者が付き添わないと通学できません。慣れてくると、というところはあるのですが、保護者が一緒に付き添えない日は学校に行けないという現状があります。また、保護者が車で連れて行けなければ学校に行けないということもありますので、まず学校に通うということ自体が、今、課題としてあるというところを、支援の取組の中に1つ入れていただきたいと思います。

■木下委員長

ありがとうございました。今の3点について、事務局からもし何かあれば、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

■事務局

1番に関しては、現在も頂いていることかと思えます。重複していたら申し訳ないのですが、市の中でも医療的ケアに関する機関が集まって、障害支援の窓口を公開し、それを保護者に分かりやすく掲示をして、情報を頂いて情報共有をやっていくというシステムづくりを進めているところでございます。そういったところで、今のご意見を反映できればと思っております。学校関係のことに関してはご意見を踏まえて、今後の取組を作っていくにあたって、教育部門と事務局で調整させていただければと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。あと、資料3の教育における支援の検討状況は、実際に子育てのご経験のあるF委員に、もしよろしければ、何か教育等で、子育ての間で大変だったことや、あるといいなという支援などがあれば伺えればと思っていたのですが、いかがでしょうか。

■F委員

良かったのは保育園に入れたこと、学童クラブに入れたこと、すこやかができたことです。すこやかは、相談ではなくて体が弱い私たちが安心して子どもを預けて、遊ばせていられるというところではすごく育てやすい環境になったと思えました。私も子育てが終わって長いので、そのあとどこで困ったのだろうかと思ひ、今、子育て中の人にも聞いてみたのですが、やはり保育園でも学校に上がってからも、保護者の方とのコミュニケーションの取り方や、先生とのコミュニケーションの取り方がうまくできない。あと、自分の子どもが行った所でほかの子どもとちょっと軽くトラブルになったことが、うまく子どもからも伝わらないから、それが

自分の中でわーっと大きくなってしまって、自分の中で止まらなくなって困ったとかいうこともあります。小学校上がるくらいまでの間で大きなことで言うと、まだ子どもの心のほうは大丈夫なので、その子の親自身が困ることはPTAの役員決めだとか、保護者会に出席したときに保護者の人とどういうふうに交流を進めればいいのか、PTAも自分ではできないけれども、どうしてもやっているとされて、結局、今の人は、そういうときは何回も何回もやりとりして、結局副校長先生までいって、副校長先生が「あなたはしなくていいですよ」と言われて、やっとお役御免になったと。私はそのとき世帯主で、世帯主は省きますといわれていたので、障害があるのではなくそっちを使って、「世帯主だからできません」と言ったのですが、そこがやはり見えない障害なので、「あなた元気そうじゃない」という感じで、できるんじゃないかと。だから、元気だから出てきているのです。元気でなければ、家で寝ていますというのがうまく伝わらないのが、ちょっとつらいところでした。

■木下委員長

なるほど、ありがとうございます。すごくよく分かります。私も身内に適応障害の人がいて、なかなか理解してもらえないですね。その前におっしゃっていた、コミュニケーションのところは、確かにそうだなと思いつながりながら伺っていて、その課題はすごくよく分かったのですけれども、具体的にどういう支援があると、先生やほかの保護者とのコミュニケーションのところが埋められるのかなと思ったのですけれども、何かありますか。

■F委員

結局、お互いが理解しあうということで、そのことをよく分かってくださる。あとは、今、私たちがやっていることは、保護者の人とうまくいかなんかということ、相談できる人に相談して解決していったら、まずやってみる。SSTみたいなものですが、これを相談員さんとやって、子どもの成長を待っているという、そういう育て方を私もしたし、今の人もやってみたりしています。

■木下委員長

どういうご苦労があるかがよく分かりましたので、やはりそういった理解をしてもらおうということが、遠いようで一番の近道かなと思います。その理解をもらうためには、どういうふうな、それをシステムとか、あるいは支援策があるのかということ、また考えていければと思います。いずれにせよ、そのコミュニケーションが難しいということがよく分かりました。ありがとうございます。

ここまで資料2、3についてご意見いただいたのですけれども、資料4についてはいかがでしょうか。放課後等活動の支援の検討状況です。今、先んじて、F委員にほかのところもご意見いただきましたけれども、ここも含めて、何かあれば頂ければと思いますが、いかがでしょうか。G委員、お願いします。

■G委員

資料3のところですが、就学支援体制の充実のところ、就学の際のすごく大きいことで、自分自身もそうだったのですが、特に小学校に上がって、支援学校に行くのか通常学校に行くのかで悩まれる方たちが多いのかなと思います。そのときに、相談だけで終わらせてほしくないなど。実際に、学校でどういう支援があればやってくれるのかということ、しっかりと……すみません。言葉で言うのが難しいのですけれども、その子が実際に学校に行ってみて、ちゃんと親と決められるような仕組みをつくってほしいなどとも思います。行って見て、支援学校がいいか普通校がいいかというのは、多分その子自身が感じる事なので、私自身も両方を見て、こっちの公立の学校のほうが良いと言って、大変だったんですけど、選んで行ったのです。そういう

仕組みというか、それはぜひつくってほしいなということ。

あとは、そのときではなくて、計画的に福祉との連携はあるのですけれども、ここに医療を入れてほしいなと思います。というのは、これは私自身の話になって申し訳ないのですが、本当はプールに入ったほうがいいと言っていたのですけれども、プールは絶対危ないから駄目だという感じで、当時はしなかったのです。そういうことではなく、支援がつけば、そこが確保できて、みんなと一緒にできる、この子たちと同じようにできる仕組みというか、そういう体制をつくってほしいと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。まず就学体験とでも言いますか、普通学校と特別支援学校、どちらに行くかということを決めるにあたっての材料としての就学体験がシステムとしてあるといいなということですね。そういった可能性というのは、作っていかねばいけませんよ。

■D委員

ちょうど、就学関係の仕事もしていますので、お話しさせていただきます。今、G委員がおっしゃったとおりのことを、今は取り組んでおまして、調布市の教育委員会さんとの取り決めのには、迷われているケースについて、保護者のご希望があり、教育委員会、支部局委員会として必要があると判断した場合は、本校のほうの体験も実施しておりますし、ただ支援ということもやっております。ただ、全員、体験を1回やってみましょうというのは、実情難しいので、迷っている方、検討している方の体験は進めていますし、今も実際やっているということです。

■木下委員長

G委員、そういうことです。ただ、迷っている人たちではなくて、やりたい人のように、もう少し幅が広がっていくといいかなという感じはしますね。

■G委員

そうですね。知らないがために、もう障害があるから支援学校しかないよねというような考えにならないといいなと思っています。

■木下委員長

ただ、G委員が学校に入られるときはなかった制度が、今できてきているということですね。それは、大きな前進ですね。D委員、ありがとうございました。

あと1つ、福祉だけではなくて医療も連携する必要があるというご発言がありました。これについてはどうですか。今、そういったことはあるのですか。

■H委員

私はいつも思うのは、こういうところに出て、本当は面談したいなと思っています。

■木下委員長

面倒くさくないですか。

■H委員

本当は、解決は簡単、みんな話さないから、話せばいいのです。困っていることがあれば、私はこういうことで身体障害があって不自由がある。こういう面の不自由ですと言えば、相手も理解してくれますよ。自分のことを言わなさすぎる。だから理解し合えないのです。話すようになれば、努力すれば、もっと会話がスムーズにいきますよ。

■木下委員長

分かりました、そうですね。では、A委員、お願いします。

■A委員

親の会の中には重心の方も肢体不自由の方もいらっしゃるし、知的な障害の方もいらっしゃるのですけれども、今多分、体験会は希望すれば全員ができると。ただ、体験会を入りたい学校でできるかどうかは、昔はできたのですけれども、今は人数がとても多くなっているので、できないかもしれないです。私は特別支援学校でもしましたし、特別支援学級は2学級でさせてもらいました。通常学級は、うちの子の場合、向かないなと思ったことと、上の子がいたので通常学級のことはよく分かっていたので、体験には申し込まなかったのですけれども、そういうふうに求めればできるようになっていると思います。ほかのこともそうなのですけれども、教育委員会の方がいらっしゃらないので、ここであまり議論しても正しいことが分からないかなと思うので、それは後日調べていただければいいかなと思います。Gさんは、入学される時、エレベーターのない小学校が多く、3階に特別教室があるので、多分、車いすの方は一番最初ネックになってしまったのだと思います。聞いたことがあるのですけれども、そういう設備面のことは相談しても、毎回抱いて上がってくれる男性副教師がいればとかになってしまう。乙武君が入った時は、すごく筋肉モリモリの先生が名乗り出て、「僕が全部運びます」と言ったと。そういうことは制度ではないので。

■木下委員長

今、合理的配慮が義務になっている中で、国公立がそうですね。そこが、本当はもっと整ってこなくてはいけないはずのところなわけです。

■A委員

私もそう思います。でも、できる部分はやっつけてくださっているのかなと思っているのですが、やはり実態は教育委員会の方に聞かないと分からないと思います。

■木下委員長

そうですね。では、C委員、お願いします。

■C委員

資料3の主な取組を見ていると、(1) 副籍交流、(2) 医療的ケア児への対応、(3) 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の推進ということですが、実際に在籍している障害児に対しての取組が、ここには入っていないように思えるのです。何が言いたいかという、先ほどG委員が発言されましたが、支援について

は多分思ったことはたくさんあると思うのです。うちの子も肢体不自由で、通常学級に入っていたのですけれども、そのときに、特別支援学校のセンター的機能というのをを使って、府中けやきの森学園のコーディネーターの方が学校に来てくれて、学校生活において、この子はものを使ってこういうことをやるといいですよと、担任の先生にアドバイスをしてくださいました。そういう機能があるのですけれども、それを活用されていない学校も多いのではないかと思いますので、もし、それもこの取組に入れていただければ、入れていただきたいと思いました。

■木下委員長

ありがとうございます。これは大丈夫ですか。

■事務局

教育部門と確認したいと思います。

■D委員

この特別支援教育のところは、本当にこの量では足りないくらい、山のように新しい取組が出ていますし、合理的配慮が義務になったところで、大きく変わったところもあります。ちょっとここで、私がこうですと言ったのがどうこうというよりは、教育委員会と話を整理したらいかがですか。教育のほうだけとかとは違うので、一番興味があるのでどうしても意見が出るとは思いますが、整合性が大事かなと思います。

■事務局

教育委員会と調整をしながら作らせていただいたところではありますが、急ピッチだったので、おっしゃるとおり、量的にも、今回全体なので限られたところもあったのですが、本当は特別支援教育計画という、それだけで1冊できるようなものです。それをどこの範囲まで、どういうふうに記載するかという部分については、今のご意見も踏まえて、今後教育分野と調整をしていきたいと思っています。

■木下委員長

ありがとうございます。いかがですか、よろしいですか。B委員、どうぞ。

■B委員

資料3のインクルーシブ教育の推進について意見があります。聞こえない人は、通常の健常の学校に行ってもスムーズに勉強できるような情報保障の整備をきちんとしていただきたいということがあります。具体的には、例えば遠隔手話通訳や音声認識を使って授業を受けるためにタブレットを配布するなど、こういった情報保障をきちんと入れていただけるような内容を入れていただきたいと思っています。

■木下委員長

ありがとうございます。インクルーシブ教育のところでもよかったですか。

■B委員

はい。

■木下委員長

聴覚に障害のある児童の方が、通常級に行った場合の補助具として、そういったタブレットなどの端末などがあると、よりスムーズに授業が受けやすくなるから、そういう音なども情報として入れてほしいということでもよろしかったですか。

■B委員

はい。

■木下委員長

貴重なご意見、ありがとうございます。これも事務局で引き取っていただいて、お願いします。ほかにいかがですか。お願いします。

■I委員

1点は資料4で、これは教えていただきたいのですけれども、右の主な取組の(1)学童クラブにおける障害児の受入れの実績ですが、全体的に増えていくのはよく分かるのです。障害児入会承認人数も増えていますが、配慮児の入会承認人数が減っているのです。これはどういう理由があるのか、細かいですが教えていただきたいと思います。

あと資料3の右側一番下の主な取組の、(2)医療的ケア児への対応で、医療処置が非常に多いお子さんの場合、なかなかその受入れのハードルが高いと。したがって、親御さんがそこからなかなか離れられないという現状があるかと思うのです。それに対して、全校において研修等を実施するということで、研修がどの程度効果があるのか分かりませんが、そのあとに「組織的な体制整備」と書いてあるのですけれども、これはどういったことをお考えなのか。その2点について教えてください。

■木下委員長

ありがとうございます。今の2点について、事務局からいかがでしょうか。配慮児の入会承認人数が減っているというところですか。

■事務局

まず、1点目を回答させていただければと思います。こちらの資料には、令和4年度までの数をお出ししているのですが、令和5年度の数をお知らせすると、配慮児については45人ということで、年度ごとのばらつきがあると、児童館の所管課のほうから伺っているところです。そのばらつきがどうして出ているかの理由については、今の時点では分かりかねますので、確認して追ってご回答できればと思っております。すみません。

■木下委員長

組織的な体制整備について、どう考えているかのところはいかがですか。

■事務局

現段階で、事務局の手元の資料でお答えができないので、これも持ち帰り確認とさせていただければと思

ます。申し訳ございません。

■木下委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

それでは、今から10分間休憩を取らせていただきたいと思います。25分から再開させていただきます。

〈休憩〉

【(3) B4働くこと・日中活動の支援～B6高齢期の支援】

■木下委員長

では、時間になりましたので、続きをしたいと思います。

続きまして、テーマ別検討B4～B6、資料5～7に入らせていただきたいと思います。では、資料説明を事務局からお願いいたします。

■事務局

それでは、事務局より資料について説明させていただきます。

まず資料5、資料6、資料7の3点をご用意いただけますでしょうか。ここでの検討テーマは、施策体系でのB4「働くこと・日中活動の支援」、B5「スポーツ・芸術活動の支援」、B6「高齢期の支援」の3点になります。

最初に資料5「働くこと・日中活動の支援」のシートをご覧ください。こちらの資料構成と同様に、上のほうにある枠が中間報告書の今後の課題を抜粋して記載したものとなっております。まず、A3版の資料の左半分、今後の課題である「働く機会、相談の充実」に対する主な取組を矢印の下のところで示しております。(1) 障害者就労支援事業のところでは、調布市内の障害者就労支援について記載しており、ちょうふだぞうところの健康支援センターを中心とした就労支援体制について実績を掲載しております。この中でも特に継続就労者の数が年々増加傾向にありまして、障害者の就労に至るまでのみならず、就労後も支援を行う拠点としてニーズが依然として高いことが伺えます。続いて(2)は、令和6年4月開設予定の、「ワークライフカレッジすどく」についてですが、ここも移転を契機といたしまして、支援体制の拡充について記載しております。続いて(3)では、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業について記載しております。現行制度では、重度障害者が就労するために必要な通勤や職場等の支援に対して、障害福祉サービスの「重度訪問介護」としてのヘルパーを利用することは不可となっております。これについて、国の創設した別の制度、補助金を活用し、調布市でも次期計画期間において当該事業の開始を検討していきたいと考えています。

続いて、右半分をご覧ください。まず(1)では、重度障害者にも対応した日中活動の場所として、新たに開設予定の施設、「デイセンターまなびや国領」「調布基地跡地福祉施設(重症心身)(重度知的)」について掲載しております。続いて(2)では、日中活動系サービス事業所の施設数及び定員を示しておりまして、定員は増加をしており、一定のニーズの伸びがあることが分かります。最後に下部にあります工賃向上への取組についてでございますが、ここでは、東京都内及び調布市内における福祉作業所等の平均工賃の推移を示しております。そして、下線部にもあるように、工賃向上へ向けた市の取組をここにも掲載させていただきました。

資料5は以上になります。

続いて、資料6「スポーツ・芸術・余暇活動の支援」をご覧ください。こちらの資料も資料5と同じ構成になっております。まず、A3版資料の左側、スポーツ・運動機会の充実に対する取組についてご紹介させていただきます。まず(1)あおぞらサッカースクールについてでございますが、こちら从今年度から定例スクールのクラス増設を行い、現在事業拡大を図っております。続いて(2)調布市障害者スポーツの振興における協議体についてでございます。こちらの協議体では、福祉作業所への指導者派遣や武蔵野の森総合スポーツプラザの利用体験を推進していくなど、障害者スポーツの振興に向けた事業を推し進めてまいりました。今後も、総合体育館における障害者の利用促進や、調布市スポーツ推進委員会との連携による障害当事者の運動機会創出事業等を推し進めていく予定になります。

続いて右側半分、文化芸術活動の充実に対する取組を掲載しております。今年度は、調布市パラアート展2023やビッグハートプロジェクトなどを実施しており、今後も障害者の文化芸術活動の発展に向けた取組を展開してまいります。最後に、右側半分の下の部分になります。こちらで、多様な余暇活動の場・機会の確保への取組として、障害者余暇活動支援事業(ほりで〜ぷらん)の実績を紹介しております。こちら、貴重な余暇活動の機会として引き続きニーズが高いものと認識しております。

最後に、資料7「高齢期の支援」をご覧ください。まず、A3版の左側半分になります。こちらの高齢障害者に対応したサービス基盤の充実への取組として、まず(1)では、障害者で手帳所持者数における65歳以上の方が占める割合と、障害福祉サービスにおける65歳以上の方の占める割合を出しております。こちらは、特に在宅系のサービスにおいても、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、就労継続支援B型においては、利用者のうち10%以上が65歳以上となっております。次に(2)では、日中サービス支援型グループホームについて掲載しております。こちらは、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定で創設された制度で、重度化・高齢化などの対応を想定したグループホームの類型となります。調布市では、次期計画期間において市内における開設、もしくは誘致を検討していくこととしております。

次に、A3版資料の右側半分をご覧ください。こちらは、高齢者福祉・介護保険との連携推進に向けた取組を紹介しております。(1)では、調布市障害者地域自立支援協議会(サービスのあり方検討会)での取組を掲載しております。これは、地域包括支援センター職員の方を招き、調布市内の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の方を対象に、介護保険サービスの移行に関する検討会を実施したのになります。一方、(2)をご覧くださいと、(1)とは逆に、調布市障害福祉課の職員を講師として派遣し、市内介護保険ケアマネジャーを対象として、介護保険移行の連携に関する研修会を実施したのになります。次期計画期間においても、このような取組を進めてまいりまして、障害福祉サービスと介護保険サービスの相互理解・連携の促進を図ってまいります。

以上、議事の3番についてご説明をさせていただきましたが、これらが直接どうこうということに限らず、これらを1つの材料として、次期計画に向けて、今後求める計画の位置付けるべき役割だとか機能・事業などを皆様にご検討、ご意見いただければと思っております。説明は以上になります。

■木下委員長

ありがとうございました。今、資料5～7まで、それぞれ説明していただきました。1つずつ区切って、ご意見を頂きたいと思っております。時間の関係もありまして、3つなので、1つ10分もないくらいですので、ご意見いただくときは手短にお願いたします。

それでは、資料5「働くこと・日中活動の支援の検討状況」について、ご意見等ある方がいらっしゃったらお

願います。

■J委員

資料5「働く機会、相談の充実」となっているのですけれども、この資料の主な取組の部分を見ると、令和6年度以降も引き続き今の就労支援の現状が続いていこうに見えるのですけれども、令和6年度以降、恐らく関連法の改正が入ってきて、いろいろな部分で変更が加わってくるのが就労支援になるかなと思っているのです。例えば、障害者の方の雇用率のカウントの仕方に変更が加わって、精神障害の方とかは特に変わる部分があると思うのです。そういった部分の想定とか、あと令和6年度以降のいつ実施されるかというところも決まっていなと思うのですけれども、「就労選択支援」という新たなサービスについても検討がなされていると思います。そういった部分の記載は、しなくてもよいのかどうなのかというところでは、それらの想定は、これから就労支援を考えていく上でかなりパラダイムシフトみたいなものが起きる気がしているので、そこは今の段階でなかなか想定するのは難しい部分があると思うのですけれども、何か記載があると、より変わっていくのだよというところが伝わってよいのかなと感じました。

■木下委員長

ありがとうございます。カウントの仕方が変わるけれども、これまでの推計値とあまり変わっていないところがあって、それはそれで、なかなか推計するのは難しいかもしれないけれども、変わっていくということは分かっているのだよというニュアンス的なものが少し入ったらいいのではないかというご意見ですね。これに対して、事務局から何かありますか。

■事務局

手短に。雇用促進法は、カウントの下限が週20時間から10時間になるということもあって、精神障害のある方の雇用の間口は今後広がっていくこともあるのかなと思っております。そこでいくと、事業者への周知というところもあると思いますので、その辺も踏まえて変えていきたいと思っております。

就労選択支援に関しては、国からまだ詳細が示されていないところもあるので、今後、障害福祉サービスの量的見込みの検討の中でまたお示しできればと思っています。

■木下委員長

ありがとうございます。ほかに、いかがですか。H委員、手短にお願いします。

■H委員

全体での話になります。今、ここにいる人はみんな、30代、40代、50代手前でしょう。私は高齢者ですから当事者です。高齢者で65歳の元気がいい人は、そのまま会社に勤められている。あとはデイサービスです。100歳まで生きられているのです。だから私がいつも思うのは、要介護支援の人はぼけっと、そういう年寄りをたくさん私は見ている。認知症予防と言われているのだから、それを全部予防しなければならない。だから、お年寄りには小学生や幼稚園児と遊ばせる。小さい子もじじ、ばばと仲良くするのが、心にも一番いいのです。今では、マージャンが認知症予防だから。

■木下委員長

では、ほかにいかがですか。G委員、手を挙げていらっしゃいますか。

■G委員

働く機会・相談の充実の(3)のところで、重度障害者等就労支援特別事業は、次期計画内にと書いているので、これはできるだけ早くやってほしいなど。それは今、事業を使っている方たちが、私を含めて、これが使えないがために働くことを最初から諦めている。介護者が付けば働けるのにというのがすごくあるので、これがありさえすれば、今まで受け手だった人たちが、逆に納税者になれるということでモチベーションが上がって、いろいろと就労して自分の生きがいを見つけてということにもつながると思うので、この部分は早くやってほしいと思います。

■木下委員長

貴重なご意見、ありがとうございます。介護者が付くことによって働くことができ、納税者になれるということがモチベーションになるということですね。これは事務局からありますか。なければ結構です。

■事務局

事務局としてもできれば早くできたらいいのですが、そこが何年度からと正確に言い切れる状況ではないので、このような表現になっているということでご理解ください。今後も努めていきたいと思えます。

■木下委員長

貴重なご意見、G委員、ありがとうございます。

そうしましたら、いつも言っていますけれども、あまり時間がないと言いたくないのですが、いったんこの資料を……手を挙げていらっしゃいました。大変失礼しました。

■K委員

調布市福祉作業所等連絡会でございます。

一応、資料の右下、工賃向上についてご指摘いただいております。主な取組の中に、官公需の拡大のために各部署との協議の場を設けていただいたり、あとはロビー展、企業との連携、販路拡大・受注促進、現状いろいろとやっていただいていることが同じように入っているというところですが、工賃の経緯を見ていただいても分かる通り、コロナでがくっと下がって、そこからなかなか持ち上がらない現状がある中で、この取組だけだと少しやはり難しいかなと思うのです。例えば、市を上げての工賃アッププロジェクトみたいなものができたら、実際に数字も上がってくるのではないかと思います。連絡会でも検討させていただきたいのですが、そういった方向で文言が入るような、目玉になるようなイメージがつくといいなと思えました。意見です。

■木下委員長

ありがとうございます。時間がなくなりますので、私は話さないほうがいいですね。ただ、工賃の問題は本当にずっと、古くて新しい問題なので、実際に携わっていらっしゃるK委員のご意見も参考にしながら、いかに上がっていくかという仕掛けができたらいいなと思いつつ伺っておりました。

そうしたら、時間、時間と言いたくないのですが、資料7まで、一通りご意見頂きたいと思っておりますの

で、いったん5のほうはここまでにしていただいて、次の「スポーツ・芸術・余暇活動」のところでご意見がある方がいらしたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

■C委員

スポーツと文化芸術活動と合わせてですけれども、これらはどちらも幼児期から成人まで継続して行っていただきたい取組だと思うのです。調布市では、あおぞらサッカースクールが始まり、非常に良いという評判で、今年度は1クラス増やしていただいて、ありがたいですけれども、現在の未就学児が小学生から参加してだんだん大きくなって、その方が高校を卒業する時までずっと続けられるかという、なかなかこの人数の増え方でいくと難しいのではないかと考えているのですが、これ以上増やせるのかどうか、継続していくには検討が必要になると思います。

あと、パラアート展やビッグハートプロジェクトなどもあるので、作業所で、と書かれているので成人以降の取組かなという印象があります。障害児の場合は、手先が不器用だったりして苦手意識のあるお子さんもいますので、幼児期のこういった芸術活動に関することは何かお考えがあるのかをお聞きしたいです。

■木下委員長

ありがとうございます。これはいかがですか。事務局から何かご回答ありますか。

■事務局

引き取っておきながら、具体的にこうというものはないですけれども、幼児期の視点も合わせてというところで記載を検討してまいりたいと思います。パラアート展に関しては、放課後等デイサービスで参加していただいている事業所もあると思うので、そういったところも確認したいと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。C委員、よろしいでしょうか。

■C委員

はい。あとはメールで。

■事務局

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

■L委員

資料6のスポーツですけれども、スポーツというと体を動かすということだけが取り上げられそうな感じなのですが、結構今はeスポーツやゲームなども、そういうレクリエーション、スポーツとしてあります。精神障害のある方などは、非常に得意だったりするところがあるので、今後、そういう文言も入ってきていいのかなと思います。あと、先ほどH委員がおっしゃっていたのですけれども、スポーツは年齢問わずとか、障害の種別なくとか、G委員がボッチャをやっていたりしたときに、子どもを連れて行って一緒にやったときに、結構、ルールとか、ものによってはスポーツが垣根を越えていくようなことがあったり、あと、学校の中でも交流のところで、障害のある・なしを越えて何か一緒に共有する場としてはすごくいい取組なのかなと思っています。

すみません、感想になってしまったかもしれないのですが、そういう文言だったり、可能性があるところなので大切にしていけたらなと感じました。

■木下委員長

ありがとうございます。普及啓発というところにかかってくる場所ですね。ボッチャはかなり広がりましたね。私もこの間、ゼミでボッチャ大会やりましたが、まあ難しい。パラでやっている選手たちには到底かなわない。そういうことが一緒にやってみると、それこそ今、L委員がおっしゃったように、垣根というのは本当になくなってくるだろうと、私も身をもって体験したところです。

いかがでしょうか。では、「スポーツ・芸術・余暇活動」がないようであれば、最後の「高齢期」のところでもまたご意見頂きたいと思っておりますけれども、こちらに移ってもよろしいでしょうか。「高齢期」のところでもあまりご意見が出ないようでしたら、また3つ、全部混ぜてご意見頂ければと思っております。「高齢期」のところについて限定してご意見ある方がいらしたら、お願いいたします。G委員、お願いします。

■G委員

私の知り合いは、特に重度訪問介護を使っている人が多いので、介護保険に切り替わると今までシームレスで使えていたものが、身体介護を使わないといけなくなるとか、その時間に入浴をしなければいけないとか、今まで自由に自分の生活リズムを自分で作っていたのが、65歳になって一気にそれができなくなるというのが今すごく問題になっていて、年齢でそういうふうになってしまうのはちょっと違うよねという話が、今すごく仲間内では出ています。なので、そこをもう少し緩和というか、緩やかにできないかというところは考えてほしいなど。介護保険を優先というのは分かるのですが、今までそれでずっと生活してきた人は、使えるものは使って、取り立てて変わっていくような障害福祉サービスのほうを使うようにすると、そういう仕組みがあったらいいなと思っています。

■木下委員長

ありがとうございます。G委員、仲間内とおっしゃったのは、調布にお住まいのお仲間ですか。

■G委員

調布に限らず、ほかの都内です。ちょうど今日、学習会なのですけれども、どうやら府中市と調布市とあともう1個の市が、厳格に介護保険を使いきらないと駄目だよと言っているみたいで、ほかの市は結構そこは緩やかにしているということを知りました。

■木下委員長

自治体によってその扱いかかなり違って、今おっしゃっていたように、厳格にもう65歳になったからあなたは障害者サービス使えません、介護保険だけでこれから生活していただくという自治体もあれば、かなりフレキシブルに、ハートフルに、両方を申請しておいて、今までの生活にプラスして補完するような感じで介護保険を使ったらどうですかという自治体があると認識しております。調布市はどちらかという、後者のイメージなのですけれども、そうですかね。

■事務局

一応、介護保険優先の原則というのは、調布市もそこを全く無視はできない状況ではありまして、介護保険に移行できる場所は移行できる範囲で移行いただくというところのお話をさせていただいているところです。ただ、それによって従前の生活ができなくなってしまうというのはできる限り避けたいとは思っているので、そこはG委員が先ほどおっしゃったように、特定の時間を入浴に当てなければいけないなど縛られてしまうというようなことはどうしても出てくるというところで、そこは、移行するにあたって、どこを介護保険にどう切り替えれば今までの生活をそんなに変えずにというか、ご本人の自立を保ったままいけるのかというところは、一つは相談支援のアセスメント力というか、あるいは障害介護とお互いの制度がこうなっているということを理解して、そういう調整が望めるようにという体制を整えていくことが必要なかなと思っています。

■木下委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。「高齢期」に関して何かご意見ある方がありましたら。

65歳以上の方で使っていらっしゃるサービスは、同行援護が多いですね。逆に短期入所が少ないですね。グループホームも少ないですね。いかがですか。現段階で、よろしいでしょうか。

また、いつもどおりですけれども、後日あれば、ここで言えなかったこと、あとから思い付いたことなどがあれば、事務局にご連絡いただければと思います。

では、いったん「高齢期」のところまでいきましたので、もう一度戻って、多分5のところももう少しご意見が出るのかなと思っています。資料5、6、7、どこでも結構です。働くこと、スポーツ、高齢期の3つ合わせて何かご意見あれば、頂ければと思います。いかがでしょうか。

■E委員

資料5の主な取組の重度障害者にも対応した日中活動場所の整備のところ、新しくまた生活介護が増えるというところは、今、放課後等デイサービスに通っている利用者様がすごくよかったと保護者の方たちもおっしゃっています。ただ、1つ課題がありまして、今まで特別支援学校に通って放課後等デイサービスに通っておうちに帰ってくるのは、朝8時台に出て、帰ってくるのが6時とかという状況です。生活介護のサービス提供時間は、実はそんなに長くはなくて、日中の預かり時間が短くなることによって、どういうふうに生活をしていこうかというところが1つ、学校を卒業したあとというところが出てくるので、保護者の方がいらっしゃる中でどういうふうに生活されているのかというのが分かれば、教えていただきたいなというところ、今、そこがすごく課題があるのであれば、どういった形で生活介護の運営をしていくのがいいのかというところで、どう考えられているかということをお話いただければと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。今の2点について、いかがでしょうか。

■事務局

今、E委員のおっしゃったところは、本当に重心のお子さんだけでなく、知的のお子さんを持つ親御さんからも近年ずっと出ている課題ではあります。なかなかスムーズに解決には至っていないところではありますけれども、一部、市のほうでは生活介護の時間を延長した場合は、市が独自で上乗せで報酬を出しますよというところもやっておりますが、なかなか制度的な難しさが、人員確保の難しさなどもあって、大きくは好転にまだ至っていない状況です。今後、そういったことの課題を意識しながら、解決法は引き続き探っていくことに

はなるとは思いますが、取りあえず今はそういったお答えになります。

■木下委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、ほかにいかがでしょうか。

■K委員

作業所等連絡会でございます。

今のご意見に関しまして、生活介護の開所時間という話は我々事業所の間でもいろいろと話題になっております。率直に、よくそういう話題になっている中で出ている意見としては、我々は預かっている所ではなくて、日中活動、仕事を持つとか活動をする場所であるのに、子どもの時は6時までだったのに大人になって早く帰らされて大変ねというのは少し違うのではないかなというような話し合いはあります。そういう中で、ただやはり、だからと言って困り事がこのまま放置されているのはよくないということで、日中一時支援とかそういった延長の制度を使っている事業所もあります。しかし、なかなかそこで、制度が使える事業所としてこうやっていこうとか、事業所の体力にもよってくるところがあるので、継続的にその辺の話し合いは持っていきながら、市と相談していけたらなと思います。ここで話すことではなかったかもしれないですけども、現状をお伝えしておきます。

■木下委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

そうしましたら、最後、急ぎ足になってしまって申し訳なかったのですが、今日の議題はこれで全て終了になりますので、事務局にお返ししたいと思います。皆さん、今日もご協力、ありがとうございました。

3. 連絡事項

■事務局

委員の皆様、本日もありがとうございました。それでは、閉会の前に事務局からの連絡事項をお伝えさせていただきます。

本日、時間の都合で十分にご発言いただけなかったご意見、特に資料1の今後の取組の方向性(案)へのご意見等がありましたら、方法は直接でもメールでもFAX等、何でも差し支えありませんので、事務局までお問合せください。いったん、9月7日木曜日を期限とさせていただきます。何かあれば、ご意見のほうお願いします。

次回委員会は、9月28日木曜日となります。場所は今回と同様、国領駅にある、あくろす3階あくろすホールになります。開始時刻も今回と同じ、夜7時からとなりますのでご承知おきください。

以上が、事務局からの連絡事項になります。

4. 閉会

■事務局

以上をもちまして、第8回調布市障害者総合計画策定委員会を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。